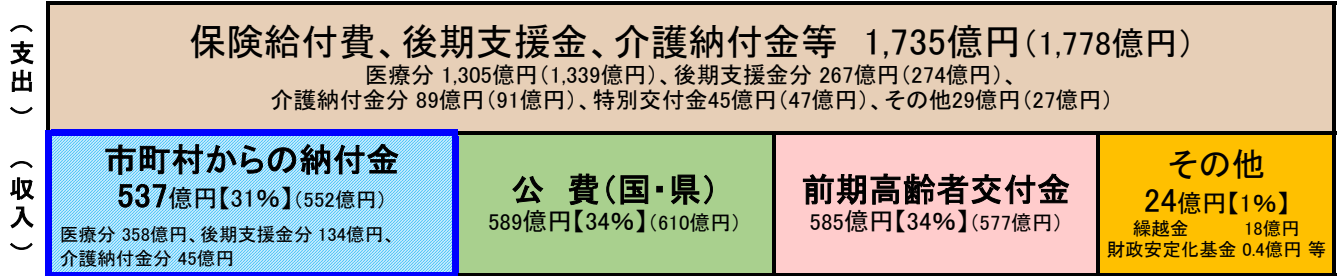


<県>

- ① 保険給付費の実績や国の係数により、県全体の保険給付費、後期支援金、介護納付金等を推計
国の係数により、公費及び前期高齢者交付金を算定するとともに繰越金、財政安定化基金等を活用し、市
町村から徴収する納付金総額を算定

※ 金額は令和6年度、()内は令和5年度



- ② 県と市町村で協議してきた方法により、納付金総額を各市町村に割り振る

【令和6年度の算定方法】

- (1) 所得水準βで応能分・応益分の割合を調整し、各市町村の県全体に占める割合に応じて割り振る。

- ① 所得割 (所得水準に応じて負担)
- ② 均等割 (被保険者の数に応じて負担)
- ③ 平等割 (世帯の数に応じて負担)

(※ 医療費指数反映係数αによる調整はR5年度で終了→令和6年度α=0)

- ③ 更に、公費・経費の県単位化の影響により負担が上昇してしまう市町村に、激変緩和措置を実施

<市町村>

- ④ 各市町村では、県への納付金と保健事業等の費用を、公費のほか、被保険者から徴収する
保険税で賄う (※ただし、基金、繰越金、法定外の繰入金等を活用している市町村あり)

※ 金額は35市町村の合計

